

栃木県傷病者搬送・受入実施基準

平成22年5月

平成23年9月改訂

平成25年12月改訂

平成29年3月改訂

平成30年3月改訂

令和2年3月改訂

栃 木 県

目 次

	頁
1 分類基準	1
2 分類基準に基づく医療機関リスト	2
医療機関リスト①～⑨	3
3 観察基準	12
疾病救急観察基準	13
外傷・熱傷観察基準	14
小児救急観察基準	15
妊婦救急観察基準	16
4 選定基準	17
5 伝達基準	18
6 受入医療機関確保基準	19
7 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項	20
8 その他の基準	21

分類基準

傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために、医療機関を分類するための基準として、以下のとおり分類基準を定める。

1 緊急性

- (1) 重篤（バイタルサイン等による）
- (2) 心肺停止
- (3) 急性心筋梗塞疑い
- (4) 脳卒中疑い
- (5) 消化管出血
- (6) 重度の外傷
- (7) 重度の熱傷
- (8) 入院や手術が必要な症状

2 専門性

- (1) 重症度・緊急度が高い小児
 - ①重篤（バイタルサイン等による）
 - ②入院や手術が必要な症状
- (2) 重症度・緊急度が高い妊婦
 - ①重篤（バイタルサイン等による）
 - ②合併症の症状
 - ③リスクの高い産科的症状
 - ④中程度の産科的症状

分類基準に基づく医療機関リスト

分類基準に基づき分類された医療機関の区分ごとに該当区分に該当する医療機関を、以下のとおり定める。

傷病者の状況		担当する医療機関	リスト	
緊急性	重篤 (バイタルサイン等による)	救命救急センター	リスト①	
	心肺停止	二次救急医療機関 (救命救急センターを含む)	リスト②	
	急性心筋梗塞疑い	急性心筋梗塞の急性期を担う医療機関	リスト③	
	重 脳卒中疑い	栃木県脳卒中専門医療機関	リスト④	
	症 消化管出血	消化管出血対応医療機関	リスト⑤	
	度 重度の外傷	救命救急センター	リスト①	
	度 重度の熱傷	救命救急センター	リスト①	
	入院や手術が必要な症状	二次救急医療機関	リスト⑥	
専門性【高】	小児	重篤 (バイタルサイン等による)	救命救急センター	リスト①
		入院や手術が必要な症状	小児二次救急医療機関	リスト⑦
	妊婦	重篤 (バイタルサイン等による)	救命救急センター	リスト①
		合併症の症状	救命救急センター	リスト①
		リスクの高い産科的症状	総合周産期母子医療センター	リスト⑧
		中程度の産科的症状	地域周産期医療機関等	リスト⑨

※医療機関リストは、医療機関の診療体制の変更等も見込まれることから、必要に応じて更新を行います。

医療機関リスト①(救命救急センター)

平成30年12月1日現在

医療機関名	所在地
那須赤十字病院	大田原市
済生会宇都宮病院	宇都宮市
獨協医科大学病院	壬生町
自治医科大学附属病院	下野市
足利赤十字病院	足利市

医療機関リスト②(二次救急医療機関)

平成30年12月1日現在

(心肺停止)

医療機関名	所在地
那須赤十字病院(救命救急センター)	大田原市
那須中央病院	大田原市
菅間記念病院	那須塩原市
国際医療福祉大学病院	那須塩原市
黒磯病院	那須塩原市
栃木県医師会塩原温泉病院	那須塩原市
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市
尾形クリニック	矢板市
村井胃腸科外科クリニック	矢板市
黒須病院	さくら市
菅又病院	高根沢町
那須南病院	那須烏山市
森病院	日光市
川上病院	日光市
今市病院	日光市
獨協医科大学日光医療センター	日光市
日光市民病院	日光市
足尾双愛病院	日光市
新沢外科	日光市
上都賀総合病院	鹿沼市
御殿山病院	鹿沼市
済生会宇都宮病院(救命救急センター)	宇都宮市
独立行政法人 国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市
JCHOうつのみや病院	宇都宮市
宇都宮第一病院	宇都宮市
宇都宮記念病院	宇都宮市
柴病院	宇都宮市
独立行政法人 国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市
富塚メディカルクリニック	宇都宮市

医療機関名	所在地
芳賀赤十字病院	真岡市
福田記念病院	真岡市
真岡病院	真岡市
とちぎメディカルセンターしもつが	栃木市
西方病院	栃木市
藤沼医院	栃木市
獨協医科大学病院(救命救急センター)	壬生町
多島外科胃腸科	壬生町
新小山市民病院	小山市
光南病院	小山市
杉村病院	小山市
自治医科大学附属病院(救命救急センター)	下野市
石橋総合病院	下野市
小金井中央病院	下野市
佐野厚生総合病院	佐野市
佐野市民病院	佐野市
足利赤十字病院(救命救急センター)	足利市
今井病院	足利市
足利中央病院	足利市
本庄記念病院	足利市
足利第一病院	足利市
皆川病院	足利市

※上記以外の受入可能な医療機関への搬送も検討する。

医療機関リスト③(急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関)

平成30年12月1日現在

(循環器疾患)

医療機関名	所在地
那須赤十字病院(救命救急センター)	大田原市
菅間記念病院	那須塩原市
国際医療福祉大学病院	那須塩原市
獨協医科大学日光医療センター	日光市
上都賀総合病院	鹿沼市
済生会宇都宮病院(救命救急センター)	宇都宮市
国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市
JCHOうつのみや病院	宇都宮市
宇都宮記念病院	宇都宮市
芳賀赤十字病院	真岡市
とちぎメディカルセンターしもつが	栃木市
獨協医科大学病院(救命救急センター)	壬生町
新小山市民病院	小山市
自治医科大学附属病院(救命救急センター)	下野市
佐野厚生総合病院	佐野市
足利赤十字病院(救命救急センター)	足利市

医療機関リスト④(栃木県脳卒中専門医療機関)

平成30年12月1日現在

(脳血管障害)

医療機関名	所在地
那須赤十字病院(救命救急センター)	大田原市
国際医療福祉大学病院	那須塩原市
那須脳神経外科病院	那須塩原市
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市
那須南病院	那須烏山市
上都賀総合病院	鹿沼市
鹿沼脳神経外科	鹿沼市
済生会宇都宮病院(救命救急センター)	宇都宮市
独立行政法人 国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市
宇都宮記念病院	宇都宮市
藤井脳神経外科病院	宇都宮市
宇都宮脳脊髄センター	宇都宮市
芳賀赤十字病院	真岡市
とちぎメディカルセンターしもつが	栃木市
獨協医科大学病院(救命救急センター)	壬生町
新小山市民病院	小山市
自治医科大学附属病院(救命救急センター)	下野市
佐野厚生総合病院	佐野市
足利赤十字病院(救命救急センター)	足利市

医療機関リスト⑤(消化管出血対応医療機関)

平成30年12月1日現在

(消化管出血)

医療機関名	所在地
那須赤十字病院(救命救急センター)	大田原市
菅間記念病院	那須塩原市
国際医療福祉大学病院	那須塩原市
黒磯病院	那須塩原市
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市
村井胃腸科外科クリニック	矢板市
黒須病院	さくら市
菅又病院	高根沢町
那須南病院	那須烏山市
今市病院	日光市
獨協医科大学日光医療センター	日光市
足尾双愛病院	日光市
上都賀総合病院	鹿沼市
済生会宇都宮病院(救命救急センター)	宇都宮市
独立行政法人 国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市
JCHOうつのみや病院	宇都宮市
宇都宮記念病院	宇都宮市
柴病院	宇都宮市
宇都宮南病院	宇都宮市
独立行政法人 国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市
根本外科胃腸科医院	宇都宮市
芳賀赤十字病院	真岡市
とちぎメディカルセンターしもつが	栃木市
とちぎメディカルセンターとちのき	栃木市
獨協医科大学病院(救命救急センター)	壬生町
新小山市民病院	小山市
光南病院	小山市
自治医科大学附属病院(救命救急センター)	下野市
石橋総合病院	下野市
小金井中央病院	下野市
佐野厚生総合病院	佐野市
足利赤十字病院(救命救急センター)	足利市
今井病院	足利市
足利第一病院	足利市
皆川病院	足利市

医療機関リスト⑥(二次救急医療機関)

平成30年12月1日現在

(入院や手術が必要な症状)

医療機関名	所在地
那須赤十字病院(救命救急センター)	大田原市
那須中央病院	大田原市
菅間記念病院	那須塩原市
国際医療福祉大学病院	那須塩原市
福島整形外科病院	那須塩原市
那須脳神経外科病院	那須塩原市
黒磯病院	那須塩原市
栃木県医師会塩原温泉病院	那須塩原市
那須塩原クリニック・健康増進センター	那須塩原市
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市
尾形クリニック	矢板市
村井胃腸科外科クリニック	矢板市
黒須病院	さくら市
菅又病院	高根沢町
那須南病院	那須烏山市
森病院	日光市
川上病院	日光市
今市病院	日光市
獨協医科大学日光医療センター	日光市
日光市民病院	日光市
足尾双愛病院	日光市
新沢外科	日光市
上都賀総合病院	鹿沼市
御殿山病院	鹿沼市
鹿沼脳神経外科	鹿沼市
荒木医院	鹿沼市
細川内科・外科・眼科	鹿沼市
済生会宇都宮病院(救命救急センター)	宇都宮市
独立行政法人 国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市
JCHOうつのみや病院	宇都宮市
宇都宮第一病院	宇都宮市
宇都宮記念病院	宇都宮市
鷲谷病院	宇都宮市

医療機関名	所在地
柴病院	宇都宮市
佐藤病院	宇都宮市
宇都宮南病院	宇都宮市
独立行政法人 国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市
藤井脳神経外科病院	宇都宮市
倉持病院	宇都宮市
宇都宮中央病院	宇都宮市
根本外科胃腸科医院	宇都宮市
冨塚メディカルクリニック	宇都宮市
宇都宮脳脊髄センター	宇都宮市
芳賀赤十字病院	真岡市
福田記念病院	真岡市
真岡病院	真岡市
とちぎメディカルセンターしもつが	栃木市
とちぎメディカルセンターとちのき	栃木市
西方病院	栃木市
藤沼医院	栃木市
獨協医科大学病院(救命救急センター)	壬生町
多島外科胃腸科	壬生町
新小山市民病院	小山市
光南病院	小山市
杉村病院	小山市
小山整形外科内科	小山市
船田内科外科医院	小山市
自治医科大学附属病院(救命救急センター)	下野市
石橋総合病院	下野市
小金井中央病院	下野市
都丸整形外科	下野市
野木病院	野木町
新上三川病院	上三川町
佐野厚生総合病院	佐野市
佐野市民病院	佐野市
足利赤十字病院(救命救急センター)	足利市
今井病院	足利市
足利中央病院	足利市
本庄記念病院	足利市
足利第一病院	足利市
皆川病院	足利市

※上記以外の受入可能な医療機関への搬送も検討する。

医療機関リスト⑦(小児二次救急医療機関)

平成30年12月1日現在

医療機関名	所在地
那須赤十字病院(救命救急センター)	大田原市
菅間記念病院	那須塩原市
国際医療福祉大学病院	那須塩原市
済生会宇都宮病院(救命救急センター)	宇都宮市
独立行政法人 国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市
JCHOうつのみや病院	宇都宮市
芳賀赤十字病院	真岡市
獨協医科大学病院(救命救急センター)	壬生町
新小山市民病院	小山市
自治医科大学附属病院(救命救急センター)	下野市
佐野厚生総合病院	佐野市
足利赤十字病院(救命救急センター)	足利市

※上記以外の受入可能な医療機関への搬送も検討する。

医療機関リスト⑧(総合周産期母子医療センター)

平成30年12月1日現在

医療機関名	所在地
獨協医科大学病院	壬生町
自治医科大学附属病院	下野市

医療機関リスト⑨(地域周産期医療機関等)

平成30年12月1日現在

医療機関名	所在地
那須赤十字病院	大田原市
国際医療福祉大学病院	那須塩原市
済生会宇都宮病院	宇都宮市
芳賀赤十字病院	真岡市
佐野厚生総合病院	佐野市
足利赤十字病院	足利市

観察基準

救急隊が傷病者の状況を確認するための基準として、以下のとおり観察基準を定める。

なお、傷病者の観察の実施に当たっては、各観察基準に基づき、傷病者の症状にあわせて必要な観察を行うほか、「救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年7月1日：消防庁告示第2号）」の第5条に基づく観察など、傷病者の状況に関する総合的な観察を行うものとする。

- 1 疾病救急観察基準
- 2 外傷・熱傷観察基準
- 3 小児救急観察基準
- 4 妊婦救急観察基準

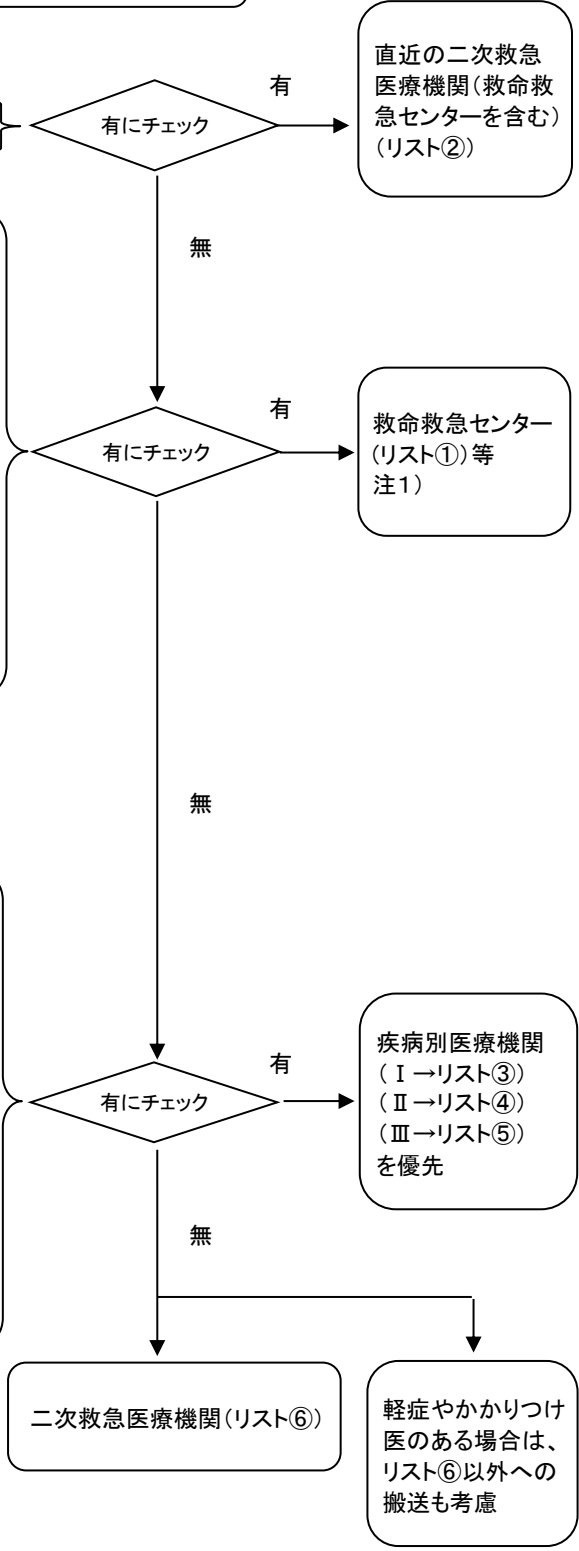
疾病救急観察基準

初期評価		無	有	
生理学的評価	心肺停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			無	有
	GCS	8以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	またはJCS	30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 呼吸数	10未満又は30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 脈拍数	50未満又は120以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 収縮期血圧	90mmHg未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 体温	34℃未満(測定不能を含む)又は40℃以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* SpO2	90%未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ショック徴候	冷汗、皮膚蒼白、意識レベル低下等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記基準を満たさないが、重症度が高いと判断する症状・徴候がある		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

* 数値のみでなく重症度を総合的に判断する。

全身観察、病歴		無	有	
主訴、症候、症状	I 循環器疾患	20分以上持続する胸痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		胸部症状+放散痛(肩、下顎、上腹部、背部)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		心疾患の既往+胸部症状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		胸部症状+心電図モニターでのST-T変化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	II 脳血管	片側の麻痺(顔面、上肢、下肢)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		構音障害又は失語	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		突然の激しい頭痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	III 管出血	多量の吐血・下血	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。



注1) 救命救急センターまでの搬送時間等を考慮して、受入可能な病院群輪番制病院等への要請も検討する。

外傷・熱傷観察基準

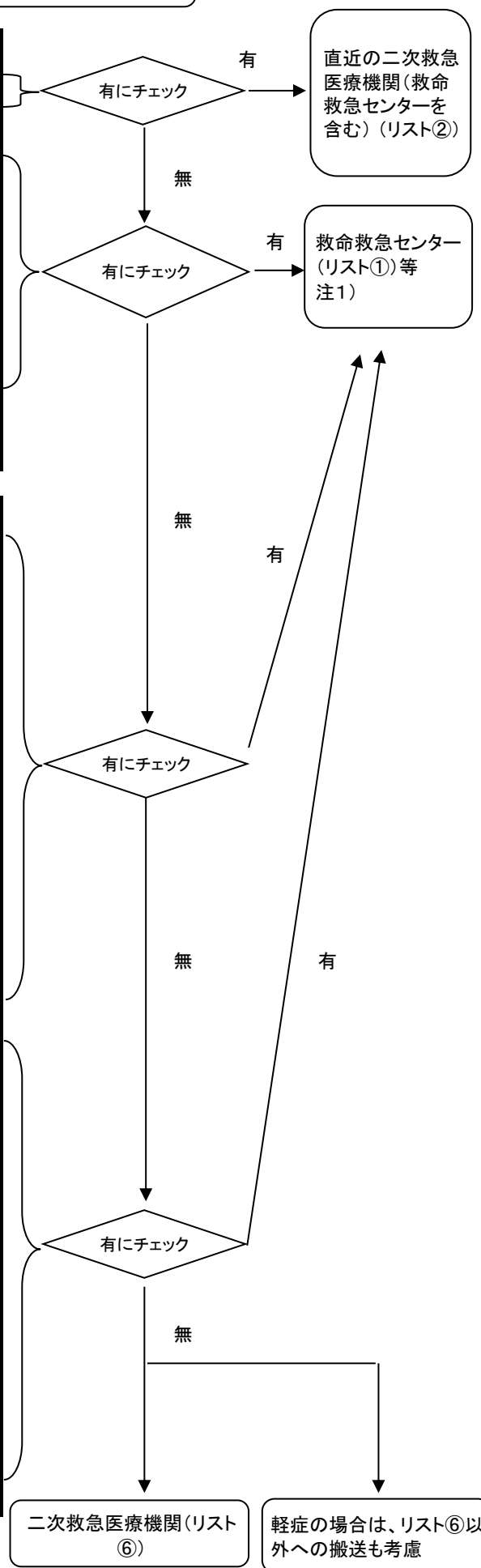
初期評価		無	有	
生理学的評価	心肺停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			無	有
	GCS	8以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	またはJCS	30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 呼吸数	10未満又は30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 脈拍数	50未満又は120以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 収縮期血圧	90mmHg未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ショック徴候	冷汗、皮膚蒼白、意識レベル低下等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

* 数値のみでなく重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命救急センター(リスト①)等」に進む。

全身観察		無	有	
外傷	開放性頭蓋陥没骨折	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	顔面・頸部の高度な損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	頸部・胸部の皮下気腫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	外頸静脈の著しい怒張	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	胸郭の動揺・フレイルチェスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	腹部膨隆、筋性防御	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	頭頸部から鼠径部までの鋭的損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	両大腿骨折	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	骨盤骨折(骨盤の動揺・圧痛・下肢長差) ※大腿骨頸部骨折疑いを除外する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	デグロービング損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	四肢の離断	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	四肢の麻痺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
熱傷	Ⅱ度20%(10%)・Ⅲ度10%(5%)以上の熱傷又は気道熱傷(小児・高齢者)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	化学熱傷・電撃傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
状況評価		無	有	
受傷機転	自動車乗車中	同乗者の死亡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		車の横転・高度に損傷している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		車外に放り出された	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		救出に20分以上要した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		60Km/hr以上での衝突	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	単車	バイクと運転手の距離 大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		30Km/hr以上で走行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	歩行者	車に轢過された	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		5m以上はねとばされた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他	衝突部のバンパーに変形あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
機械器具に巻き込まれた		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
体幹部が挟まれた		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	高所墜落(6m以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。

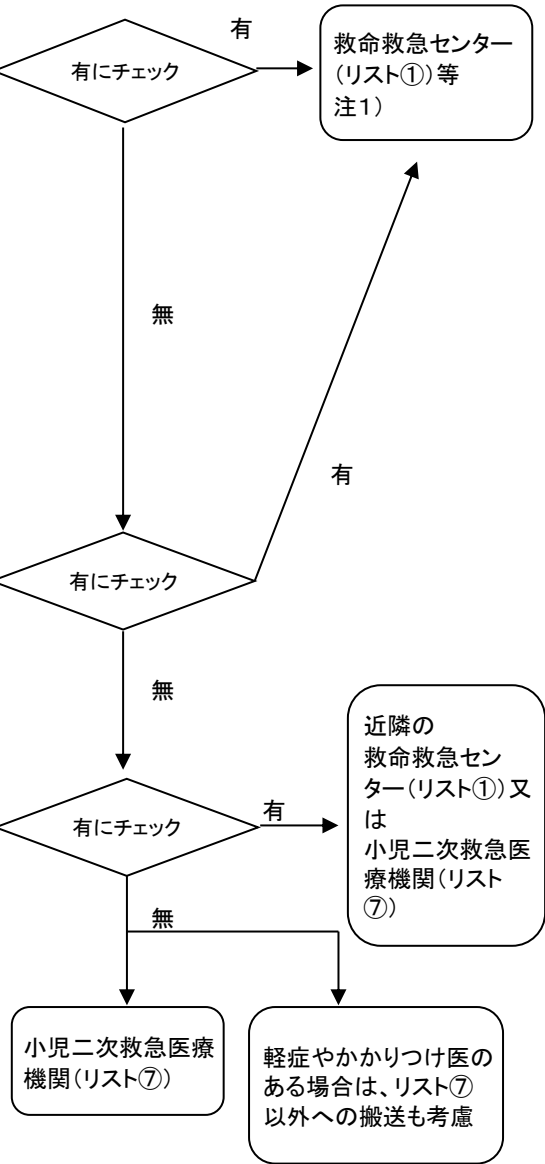
注1) 救命救急センターまでの搬送時間等を考慮して、受入可能な病院群輪番制病院等への要請も検討する。



小児救急観察基準

第1段階			無	有
生理学的評価	GCS	8以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	またはJCS	30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 呼吸数・脈拍数	各年齢の正常範囲(別表)から著しく外れる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* SpO2	90%未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ショック徴候	冷汗、皮膚蒼白、意識レベル低下等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>* 数値のみでなく重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命救急センター(リスト①)等」に進む。</p> <p>乳幼児の体動が著しい場合、乳幼児が号泣している場合等で、各項目を測定することが困難な場合は、第2段階の症状等に示されている項目を優先して観察し、重症度・緊急度を判断する。</p>				

第2段階			無	有
症状等	瞳孔異常(散瞳、縮瞳)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出血傾向(血液が固まらない、注射部位よりの出血など)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	低体温		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ぐったり、又は、うつろ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異常な不機嫌		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異常な興奮		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	頻回の嘔吐あるいは胆汁性の嘔吐		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	脱水症状(皮膚乾燥、弾力なし)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	痙攣の持続		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。</p>				



別表: 各年齢の正常範囲一覧表

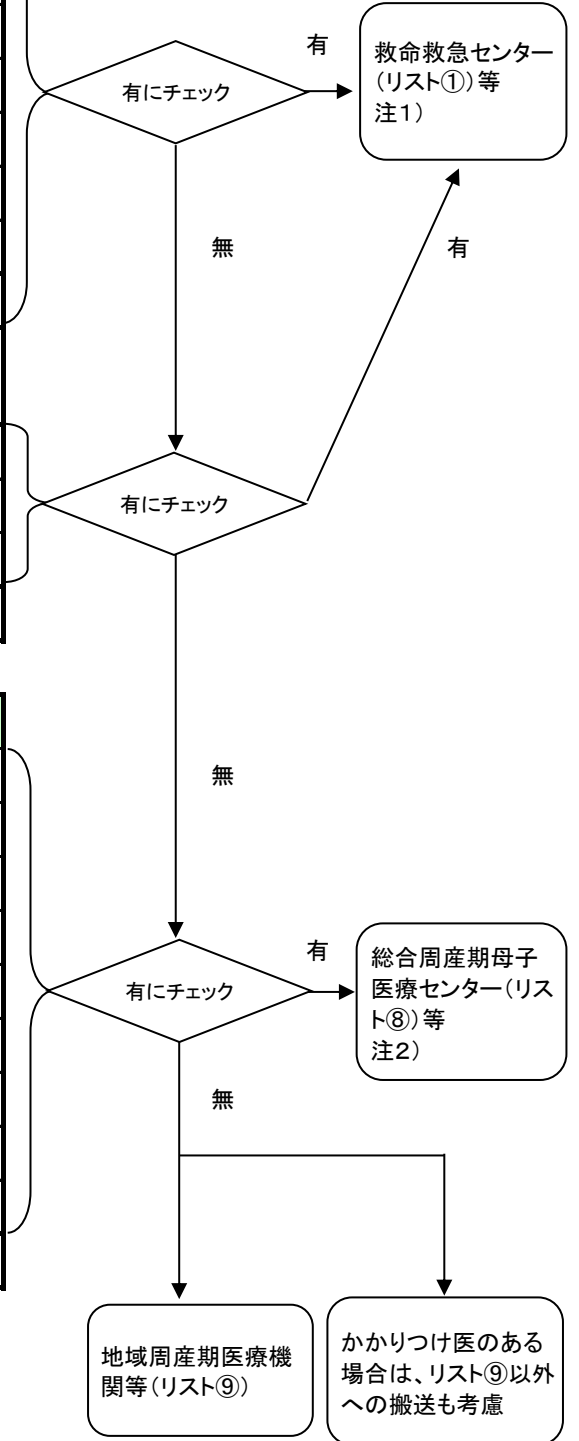
年齢	呼吸数(/分)	心拍数(/分)
0-3か月	30-60	90-180
3-6か月	30-60	80-160
6か月-1歳	25-45	80-140
1歳-3歳	16-24	75-130
3歳-6歳	12-28	70-110
6-10歳	14-20	60-90

注1) 救命救急センターまでの搬送時間等を考慮して、受入可能な小児二次救急医療機関等への要請も検討する。

妊婦救急観察基準

第1段階			無	有
生理学的評価	GCS	8以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	またはJCS	30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 呼吸	10未満又は30(陣痛のある場合は除く)以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		呼吸音の左右差	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		異常呼吸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 脈拍数	50未満又は150以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* 収縮期血圧	90mmHg未満又は200mmHg以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	* SpO2	90%未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ショック徴候	冷汗、皮膚蒼白、意識レベル低下等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
* 数値のみでなく重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命救急センター(リスト①)等」に進む。				
症状等	痙攣		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	片麻痺のような神経系の症状		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異常な胸痛		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。				

第2段階			無	有	
症状等	大量の性器出血		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	腹部激痛		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	腹部の緊張感の増大(腹膜刺激症状)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	呼吸困難		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	チアノーゼ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	出血傾向(血液が固まらない、注射部位よりの出血、紫斑など)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	子癇前駆症状	中枢神経症状(激しい頭痛あるいはめまい)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		消化器症状(激しい上腹部痛、激しい嘔気あるいは嘔吐)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
眼症状(眼がちかちかする、視力障害あるいは視野障害)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。					



注1) 救命救急センターまでの搬送時間等を考慮して、受入可能な病院群輪番制病院等への要請も検討する。

注2) 総合周産期母子医療センターまでの搬送時間等を考慮して、受入可能な地域周産期医療機関等への要請も検討する。

- ・必要に応じて、かかりつけ医と協議の上、搬送先を選定する。
- ・かかりつけ医が無い場合には、栃木県周産期医療連携センターの受入調整機能を活用する。

選定基準

救急隊が傷病者の観察に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準として、以下のとおり選定基準を定める。

救急隊が傷病者の観察に基づき、医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を、以下の選定基準から総合的に判断し選定するものとする。

- 1 現場から直近の傷病者の状況に適した区分に属する医療機関を考慮
- 2 輪番制の当番日の医療機関を考慮
- 3 かかりつけ医（定期的に当該疾患の治療のために通院している医療機関）がある場合は、状況に応じて当該医療機関を考慮
- 4 軽症の傷病者等については、これまでの搬送実績等を踏まえて、救急告示医療機関以外も考慮
- 5 傷病者の既往歴（低血糖など）から、速やかに一時的な処置が必要な場合は、直近で対応可能な医療機関を考慮
- 6 医療機関の応需情報を考慮
- 7 傷病者の症状・病態等に応じた搬送可能な複数の医療機関がある場合においては、傷病者等の意向を考慮

伝達基準

救急隊が、搬送先として選定した医療機関に対して、傷病者の状況を伝達するための基準として、以下のとおり伝達基準を定める。

1 伝達する側（消防機関）と受ける側（医療機関）について

① 伝達する側

傷病者の状況を伝達する消防機関側は、救急医療に関する知識を持ち合わせている救急救命士等が情報伝達にあたることとする。

② 受ける側

傷病者の状況の伝達を受ける医療機関側は、受入れの判断を行える医師等が直接対応するよう努めるものとする。

2 消防機関が医療機関に伝達する事項

医療機関リストの中から、当該医療機関を選定した根拠に主眼を置いた説明とする。

なお、以下の全ての項目を伝達するのではなく、傷病者の状況に応じて、必要な事項を選択し、簡潔にまとめて伝達するものとする。

（伝達事項）

①年齢・性別

⑦応急処置の内容

②主訴

⑧バイタル変化

③観察基準等に基づく観察結果

⑨服薬の状況

（生理学的評価、主訴、症状等）

⑩アレルギー

④受傷機転

⑪最終食事摂取時刻

⑤病着までの時間

⑫かかりつけ医

⑥既往歴

3 注意事項

傷病者の状況を伝達するにあたっては、伝達基準に定めたものだけを伝達すれば良いというものでなく、現場の実情に応じて、必要な情報を伝達することとする。

受入医療機関確保基準

これまでの基準に従い傷病者の搬送及び受入れの実施を試みてもなお、傷病者の受入れに時間がかかるケースが発生することが考えられる。

このような場合を想定して、以下のとおり受入医療機関確保基準を定める。

1 重症患者への対応

(1) 医療機関の対応

ア 第二次救急医療機関の対応

速やかな救命措置が必要な心肺停止状態の患者は、最寄りの救急医療機関が受け入れる。(当番日にとらわれない)

イ 救命救急センターの対応

患者の処置中等の状況にあり、新たな受け入れが困難な場合であっても、重篤な救急患者であって、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として受け入れる。

(2) 救急搬送機関の対応

ア 救急医療を要する傷病者が重症の場合には、原則として最寄りの第二次救急医療機関へ搬送する。

イ 傷病者が脳卒中の疑いがあると判断される場合には、原則として最寄りの脳卒中専門医療機関へ搬送する。

ウ 上記いずれの場合においても、重篤な傷病者であって、医療機関数カ所に依頼しても搬送先が確定できないときは、現場到着後15分をもって、最寄りの救命救急センターへ搬送する。

エ 傷病者が心肺停止状態の場合は、最寄りの救急医療機関へ搬送する。

「救急搬送における重症患者への対応について」

(栃木県救急医療運営協議会病院前救護体制検討部会平成18年2月20日決定)

2 妊婦健康診査未受診妊婦への対応

妊婦健康診査未受診妊婦の救急搬送は、母体・胎児の状況が把握できないことから、搬送先医療機関の選定に迷う場合は、総合周産期母子医療センターへ搬送するものとする。

「栃木県周産期医療システム」

(栃木県周産期医療協議会平成9年7月策定、平成21年3月一部改正)

その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

これまでの基準のほか、医療機関の確保に資する事項として、以下のとおり基準を定める。

1 応需情報

消防機関は、応需情報を収集するに当たり、栃木県救急医療情報システム（とちぎ医療情報ネット）を活用するものとする。

なお、当該システムの運用に当たって、原則として応需情報の入力には医療機関が行っているところであるが、システムのより効果的な活用を図るため、必要が認められる場合には、消防機関は医療機関に代わって入力できるものとする。

2 県外への搬送

傷病者の状況に応じて、県外の医療機関へ搬送が必要な場合は、搬送先都道府県の実施基準を尊重し、搬送することができる。

その他の基準

傷病者の搬送及び受入れの実施に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1 実施基準の周知

県は、実施基準の円滑な運用を図るため、消防機関及び医療機関への周知に努めるものとする。

消防機関は、地域における円滑な搬送及び受入れに資するよう、医療機関への周知に努めるものとする。

医療機関は、医師及び看護師等の職員一人ひとりの理解がより深まるよう、周知に努めるものとする。

2 救急救命士の再教育

適切な医療機関を選定するためには、的確な観察の実施が必要不可欠となるため、消防機関は「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、病院実習等をとおして、適切な再教育を行うものとする。

3 ヘリコプターを活用した救急活動

消防機関は、救急現場において、ヘリコプターを使った救急活動が必要と認めた場合は、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等、状況に応じた、適切なヘリコプターの出動を要請するものとする。